

草津市議会政務活動費の公開要領

1. 趣旨

この要領は、草津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年草津市条例第1号）第9条の規定に基づく収支報告書の公開等、草津市議会における政務活動費の積極的な情報公開を行うことにより、透明性の確保を図るとともに開かれた議会を目指す観点から、その公開について必要な事項を定める。

2. 公開する内容

- （1）収支報告書
- （2）領収書の写し
- （3）研修会、会議等、調査研究活動および要請・陳情活動に係る報告書（以下「研修会等報告書」という。）
- （4）草津市議会政務活動費の交付に関する条例の運用に係る議会内申し合わせ事項
ただし、個人や団体のプライバシーに関する情報は除く。

3. 公開の方法

- （1）議会図書室における閲覧
- （2）情報公開室における閲覧
- （3）ホームページによる情報提供

その他、草津市情報公開条例（平成16年草津市条例第21号）に基づく公開請求による公開を行う。

4. 公開時期および期間

当該年度分を翌年の5月末までに公開する。

なお、政務活動費の閲覧等の期間は、文書保存年限（5年）を限度とする。

5. 適用

本要領は、平成19年8月1日から実施し、平成18年度分から適用する。

本要領は、平成24年9月1日から施行し、平成19年度分から適用する。

本要領は、平成25年3月1日から施行し、平成19年度分から適用する。

本要領は、令和7年4月1日から施行し、令和6年度分から適用する。

本要領は、令和7年5月9日から施行し、令和6年度分から適用する。